

承第1号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和3年3月31日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第38条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)」を削る。

第38条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第50条第5項、第9項及び第12項並びに第51条第1項第1号中「、第42条の12の3第5項」を削る。

第51条の9第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第51条の10第1項第3号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第30条第4項」を「第30条第7項に規定する一般退職手当等、同条第4項に規定する短期退職手当等又は同条第5項」に改め、「又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第5号中「第30条第5項第3号」を「第30条第6項第3号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第53条第2項に次の1号を加える。

(30) ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)で洪水調節に資するものとして政令で定める

もの(政令で定める部分に限る。)

第79条の2第1項第3号ア(ア) a中「イ(ア) a」を「以下この号」に改め、同号ア(ア) b中「イ(ア) b」を「以下この号」に改め、同号ア(イ)中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「次項」を「以下この条」に、「第79条の5第1項第1号イ」を「第79条の5」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の110」を「100分の75」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第79条の5において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第79条の2第1項第3号イ中「第2項」を「第2項第2号」に改め、同号イ(イ)中「次項」を「以下この条」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第2項中「規定は、」の次に「令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3号ア (イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第79条の5において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の75	平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(ア(ウ)及びイ(イ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の162
第3号ア (ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第79条の5において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第3号イ (イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第79条の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157

第79条の2に次の1項を加える。

3 第1項(第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない3輪以上の軽自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している3輪以上の軽自動車(第79条の5第5項において「令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。)について準用する。この場合において、同号ア(イ)中「令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第79条の5において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の75」とあるのは、「令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の109」と読み替えるものとする。

第79条の5第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号イ中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第79条の5第1項第2号イ中「100分の115」を「100分の120」に改め、同条第2項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、「(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」を削り、「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の55を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17

年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

第79条の5第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項の表を次のように改める。

第1項第1号イ	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	第79条の2第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項及び次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130
第1項第1号ウ	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第2号イ	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号イ	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の55	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の119
第2項第2号イ	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

第79条の5に次の1項を加える。

5 第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第1項第1号イ中「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」とあるのは「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87」と、第2項第1号イ中「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の55」とあるのは「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の80」と読み替えるものとする。

附則第4条の4第1項中「令和2年に」を「令和3年に」に、「令和2年12月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第5条の2第1項中「同法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第5項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)附則第47条の規定によりその例によることとされる同法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第4

2条の12の3第5項」を加える。

附則第6条第4項及び第7項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第8項中「平成24年度」を「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、「3分の1」の次に「（当該国際船舶のうち海上運送法第39条の23に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された同法第39条の19第1項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、6分の1）」を加え、同条第9項及び第10項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第11項中「軌道法」を「又は軌道法」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第14項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第17項中「令和2年度」を「令和4年度」に改め、同条第18項中「第25項」を「第24項」に改め、同条第19項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第20項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第21項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に、「第2条第4号イ」を「第2条第5号イ」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条中第23項を削り、第24項を第23項とし、同条第25項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第26項を第25項とし、第27項を第26項とし、同条第28項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第27項とし、同条第29項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第30項を第29項とし、第31項を削り、第32項を第30項とし、同条第33項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第31項とし、同条中第34項を第32項とし、第35項から第37項までを2項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

36 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車を賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3の額とする。

附則第7条の3第1項から第3項までの規定中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第7条の6第1項中「第2条第17号」を「第2条第19号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6号アの表（イ）中「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）」を「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）第1条」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「令和元年度で」を「令和4年度又は令和5年度で」に、「平成30年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第62号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「平成31年改正前の条例」という。）」及び「とし、当該年度が令和2年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第32号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和2年改正前の条例」という。）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号イの表（イ）中「について附則第16条又は第17条第1項」の次に「（附則第17条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「平成30年度で」を「令和3年度で」に、「平成30年改正前の条例附則第16条」を「令和3年改正前の条例附則第16条」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例第62条」を「令和3年改正前の条例第62条」に、「令和元年度で」を「令和4年度又は令和5年度で」に、「平成30年度分」を「当該年度の前年度分」に、「平成31年改正前の条例第62条」を「第62条」に改め、「とし、当該年度が令和2年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について令和2年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第8号中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改める。

附則第8条の2の見出しを「（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項の表以外の部分中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表の第1号の左欄中「平成30年度」を「令和3年度」に改め、同号の中欄中「令和元年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同表の第2号の左欄中「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に、「令和元年度」を「令和4年度」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号の中欄中「令和元年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」

」に改め、同表の第3号の左欄中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号の中欄中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同表の第4号の左欄中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同号の中欄中「令和元年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同表の第5号の左欄中「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号の中欄中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同表の第6号の左欄中「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に改め、同号の中欄中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号の右欄中「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同条第3項の表以外の部分中「令和2年度分」を「令和5年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同項の表附則第6条第17項、第27項から第29項まで、第32項、第33項及び第36項並びに附則第6条の3の項中「第27項から第29項まで、第32項、第33項及び第36項」を「第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項」に、「第61条」を「は、第61条」に、「附則第8条の2第1項」を「は、附則第8条の2第1項」に改め、同条第4項中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同項の表附則第6条第17項、第27項から第29項まで、第32項、第33項及び第36項並びに附則第6条の3の項中「第27項から第29項まで、第32項、第33項及び第36項」を「第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項」に、「第61条」を「は、第61条」に、「附則第8条の2第1項」を「は、附則第8条の2第1項」に改める。

附則第8条の4中「ついでには」の次に「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を加える。

附則第9条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条

第6項第1号中「平成29年度」を「令和2年度」に改め、同項第2号中「平成30年度に」を「令和3年度に」に改め、同号ア中「平成30年度」を「令和3年度」に改め、同号イ中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同項第3号中「令和元年度に」を「令和4年度に」に改め、同号ア中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同号イ及び同項第4号中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第9条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項第1号中「平成30年度」を「令和3年度」に改め、同号ア中「平成29年度分」を「令和2年度分」に改め、同号イ中「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同号ア中「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、「平成31年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号ア中「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、「令和2年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成29年度」を「令和2年度」に、「平成30年度類似用途変更宅地等」を「令和3年度類似用途変更宅地等」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和4年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似用途変更宅地等」を「令和5年度類似用途変更宅地等」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同項第1号中「平成30年度類似用途変更宅地等」を「令和3年度類似用途変更宅地等」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成29年度に」を「令和2年度に」に、「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に、「平成29年度類似課税標準額」を「令和2年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和4年度類似用途変更宅地等」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に、「平成30年度類似課税標準額」を「令和3年度類似課税標準額」に改め、同項第3号中「令和2年度類似用途変更宅地等」を「令和5年度類似用途変更宅地等」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に、「令和元年度類似課税標準額」を「令和4年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「平成29年度類似課税標準額」を「令和2年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に改め、同号イ中「平

成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に、「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「平成30年度類似課税標準額」を「令和3年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成31年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和元年度類似課税標準額」を「令和4年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和2年改正前の条例」を削り、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第10条の2第4項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同条第5項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同条第6項の表以外の部分中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項の表第1項の項中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に改め、同条第7項の表以外の部分中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項の表第1項の項中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に改める。

附則第10条の2の2第4項の表以外の部分中「令和元年度」を「令和4年度」に、「次項又は第6項」を「第6項又は第7項」に改め、同項の表第1項の表第2号の項中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同条第6項の表以外の部分中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項の表第1項の項中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の表以外の部分中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項の表第1項の項中「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同表第1項の表第3号の項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「平成30年度の土地」を「令和3年度の土地」に改め、同表第1項の表第5号の項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度の土地」を「令和4年度の土地」に改め、同表第1項の表第6号の項中「令和2年度の土地」を「令和5年度の土地」に改め、同表第2項の項中「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に、「令和元年度類似適用土地」を「令和4年度類似適用土地」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	若しくは第4号	又は第4号
	固定資産税又は	固定資産税にあつては田園住居地域内市街化区域農地（附則第10条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格とし、
	若しくは第6号	又は第6号

	、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度
第1項の表 第2号	第61条第2項に掲げる	附則第10条の2の2第3項に規定する
	当該令和3年度の土地の類似土地 比準する価格	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和3年度の土地とその状況が類似する宅地 比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第1項の表 第4号	当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第2項	第3号、第5号若しくは第6号	第3号若しくは第5号

附則第15条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項第1号中「平成30年度」を「令和3年度」に改め、同号ア中「平成29年度分」を「令和2年度分」に改め、同号イ中「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に改め、同項第2号中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、同号ア中「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、「平成31年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同号ア中「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に改め、「令和2年改正前の条例」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成29年度」を「令和2年度」に、「平成30年度類似用途変更宅地等」を「令和3年度類似用途変更宅地等」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和4年度類似用途変更宅地等」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和2年度類似用途変更宅地等」を「令和5年度類似用途変更宅地等」に、「平成30年度

分」を「令和3年度分」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、同項第1号中「平成30年度類似用途変更宅地等」を「令和3年度類似用途変更宅地等」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成29年度に」を「令和2年度に」に、「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に、「平成29年度類似課税標準額」を「令和2年度類似課税標準額」に改め、同項第2号中「令和元年度類似用途変更宅地等」を「令和4年度類似用途変更宅地等」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「平成30年度に」を「令和3年度に」に、「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に、「平成30年度類似課税標準額」を「令和3年度類似課税標準額」に改め、同項第3号中「令和2年度類似用途変更宅地等」を「令和5年度類似用途変更宅地等」に、「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和2年度に」を「令和5年度に」に、「令和元年度に」を「令和4年度に」に、「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に、「令和元年度類似課税標準額」を「令和4年度類似課税標準額」に改め、同条第4項第1号中「平成29年度類似課税標準額」を「令和2年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に、「平成29年度分」を「令和2年度分」に改め、同号イ中「平成29年度分」を「令和2年度分」に、「平成30年改正前の条例」を「令和3年改正前の条例」に、「平成29年度類似特定用途宅地等」を「令和2年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第2号中「平成30年度類似課税標準額」を「令和3年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に、「平成30年度分」を「令和3年度分」に改め、同号イ中「平成30年度分」を「令和3年度分」に、「平成30年度類似特定用途宅地等」を「令和3年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成31年改正前の条例」を削り、同項第3号中「令和元年度類似課税標準額」を「令和4年度類似課税標準額」に改め、同号ア中「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に改め、同号イ中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度類似特定用途宅地等」を「令和4年度類似特定用途宅地等」に改め、「令和2年改正前の条例」を削り、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第17条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第17条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31

日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の8第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第3項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第18条第1項中「第2条第16項」を「第2条第17項」に、「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項第1号中「次号及び次項」を「以下この条」に、「同条第1項第3号ア(ア) b」を「同号ア(ア) b」に、「同条第1項第3号ア(イ)」を「同号ア(ウ)」に、「次項第1号」を「以下この条」に改め、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第5項中「同条第1項」を「同条」に改め、同条に次の3項を加える。

6 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第80条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第79条の2第1項第3号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので経務省令で定めるものに対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のも

のに限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので経務省令で定めるものに対する第80条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条の2第1項中「第4項まで」の次に「、第7項及び第8項」を加え、「第5項」を「第8項」に改める。

附則第21条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第23条の2の3第1項中「、同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」を削り、「特定口座内公社債(以下この条において)」を「特定口座内公社債(以下この項において)」に改め、「、特定保有株式」を削る。

附則第38条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第13条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条において「旧震災特例法」という。)」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項」を「旧震災特例法第23条第1項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項」を「旧震災特例法第15条第1項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」を「旧震災特例法第15条」に改め、「、「同法第2条第19号」とあるのは「法人税法第2条第19号」と」を削る。

附則第39条第1項及び第2項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第44条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第2条の3の2第1項及び第3項並びに第37条第3項の規定の適用については、附則第2条の3の2第1項中「令和15年度」とある

のは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第37条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第45条第1項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改め、同項第1号中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第46条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「令和2年4月30日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「生産性向上特別措置法第41条第2項」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第53条第2項」に、「第36条第1項」を「第2条第14項」に、「及び構築物（）」を「、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第52条第10項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物（以下この条において「特例対象資産」という。）（）」に、「家屋及び構築物を」を「特例対象資産を」に、「家屋及び構築物に」を「特例対象資産に」に改める。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び第32条第1項第1号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1項第11号中「及び第38条の3第1項」を削る。

第38条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第40条第9項中「第47条第9項」を「第47条第11項」に改める。

第47条第1項中「第9項」を「第11項」に改め、同条第7項中「の同意がある」を「（第40条第1項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行つた者に限る。以下この項から第9項まで及び第11項において「特定特別徴収義務者」という。）が、第1項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第10項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に、「第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「第1項後段」に、「特別徴収義務者に」を「特定特別徴収義務者に」に改め、「代えて、」の次に「当該」を、「通知事項を」の次に「、総務省令で定めるところにより」を加え、「提供することができる」を「提供しなければならない」に改め、同条第9項中「提供」の次に「及び第8項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「第7項又は第8項」に、

「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 市長は、特定特別徴収義務者（第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係系統用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

附則第1条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び第32条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附則第46条を削る。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、和歌山市税条例第33条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

第40条第9項中「第50条第25項」を「第50条第36項」に改める。

第2条のうち、和歌山市税条例第50条第1項の改正規定中「次項」を「次項及び第51条の3第4項」に改め、同条第12項の改正規定及び同条第9項の改正規定中「、第42条の12の3第5項」を削り、同項を同条第13項とし、同項の前に6項を加える改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「合併等事業年度」の次に「後最初の事業年度」を加え、同条例第51条第1項第1号の改正規定中「、第42条の12の3第5項」を削り、同条第2項の改正規定中「除く」に「」の次に「、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に」を加え、同条例第51条の3第3項の改正規定中「に改める」を「に改め、同条に次の8項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

4 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この項から第11項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益

法人等（法第294条第7項に規定する公益法人等をいう。第6項及び第11項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第6項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第50条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限り。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第50条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

- 5 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第69条第16項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。
- 6 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第9項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第4項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第9項第1号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第50条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第50条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第3項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る同条第29項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第3項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第3項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第8項及び第9項第1号において同じ。）を

当該対象事業年度の第50条第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第29項又は第30項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

- 7 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第50条第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第29項又は第30項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第9項第1号において同じ。）を加算した金額とする。
- 8 前2項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第50条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限り。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第50条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。
- 9 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。
- (1) 対象事業年度において第6項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第7項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第5項の規定の適用がある場合
- (2) 法人税法第69条第20項（第1号及び第3号に係る部分に限り。）の規定の適用がある場合
- 10 第6項及び第7項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- | | | |
|-----|--|--|
| 第6項 | の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度 | が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（ |
|-----|--|--|

		最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	を超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第7項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

11 第6項及び第7項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6項	の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなった日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	を超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第7項	の対象事業年度において	が法第294条第7項に規定する公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第2条のうち、和歌山市税条例第51条の3の2第2項の改正規定中「、「以下この条」を「次項及び第4項」に改め」を削り、同条例第51条の3の4第2項の改正規定中「「並びに前条第1項及び第2項」を「及び前条第1項」に」を「「第51条の3、第51条の3の2第1項並びに前条第1項及び第2項」を「第51条の3第1項から第3項まで、第6項（第10項及び第11項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」、第51条の3の2第1項及び前条第1項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第6項」に、「控除並びに

前条第1項及び第2項」を「控除並びに前条第1項」に」に改め、同条例附則第5条の前の見出しを削る改正規定並びに同条及び第5条の2の改正規定を次のように改める。

附則第5条及び第5条の2を次のように改める。

（法人の市民税の課税標準等の特例）

第5条 第50条第3項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の同項に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の市民税に係る第50条第4項第1号の規定の適用については、同号中「同法第66条第1項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第67条の2第1項に規定する」とする。

2 第50条第7項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の同項に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第9項の規定の適用については、同項中「第4項各号」とあるのは、「附則第5条第1項の規定により読み替えられた第4項各号」とする。

3 第50条第11項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第12項の規定の適用については、同項中「第4項各号」とあるのは、「附則第5条第1項の規定により読み替えられた第4項各号」とする。

4 第50条第13項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の同項に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第14項第1号の規定の適用については、同号中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第67条の2第1項に規定する」とする。

5 第50条第17項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第18項の規定の適用については、同項中「第4項各号」とあるのは、「附則第5条第1項の規定により読み替えられた第4項各号」とする。

6 第50条第19項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の同項に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第20項の規定の適用については、同項中「第14項各号」とあるのは、「附則第5条第4項の規定により読み替えられた第14項各号」とする。

7 第50条第23項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の同項に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の市民税に係る同条第24項の規定の適用については、同項中「第14項各号」とあるのは、「附則第5条第4項の規定により読み替えられた第14項各号」とする。

第5条の2 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項若しくは第42条の11第6項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項若しくは第8項若しくは第63条第1項の規定により加算された金額がある場合における第50条第3項、第8項、第13項、第19項、第23項及び第51条第1項の規定の適用については、これらの規定中「又は第63条第1項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号。以下この項において「平成8年租税特別措置法改正法」という。）附則第15条第1項の規定によりその例によることとされる平成8年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項又は第8項を含む。）、第63条第1項（平成8年租税特別措置法改正法附則第15条第2項の規定によりその例によることとされる平成8年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第63条第1項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項若しくは第42条の11第6項」とする。

第2条のうち、和歌山市税条例附則第5条の3第1項の改正規定中「第30項」に「次に」「法人税割額から」を「法人税割額（第51条の3第7項（同条第10項及び第11項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に、「並びに第51条の3」を「並びに第51条の3第1項から第3項まで、第6項（同条第10項及び第11項において準用する場合を含む。）、第7項」に「を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山市税条例第51条の10第1項の改正規定及び次条第3項の規定 令和4年1月1日

- (2) 第2条中和歌山市税条例附則第46条を削る改正規定及び附則第5条の規定 令和5年4月1日

- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 令和6年1月1日

- (4) 第1条中和歌山市税条例附則第46条の改正規定並びに附則第4条第6項及び第7項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

- (5) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第8項の改正規定（「令和2年度」を「令和5年度」に改める部分を除く。）並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行った第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第38条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第38条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行った旧条例第38条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第38条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第51条の10第1項の規定は、令和4年1月1日以後に支払を受けるべき和歌山市税条例第51条の4に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新条例第51条の10第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧条例第51条の10第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第23条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2. 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例附則第6条第8項の規定は、同項に規定する国際船舶に対して課する同号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3. 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から海事業業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第6条第8項の規定の適用については、同項中「第39条の23」とあるのは、「第39条の22」とする。

4. 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第23項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5. 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧条例附則第6条第31項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第31項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第31項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第31項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第31項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6. 令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧条例附則第46条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7. 新条例附則第46条の規定は、令和3年4月1日以後に同条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては令和2年4月30日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第46条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第53条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第41条第2項」と、「第2条第14項」とあるのは「第36条第1項」とする。

第5条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に附則第1条第2号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第46条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、新条例附則第9条の3及び第16条の3の規定は、適用しない。

2. 前項の場合には、新条例附則第9条第6項第1号から第3号までに掲げる宅地等で令和3年度から令和5年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に

掲げる宅地等であったものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。

3 第1項の場合には、新条例附則第9条第6項第2号に掲げる宅地等で令和3年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和3年度の宅地等」という。）、新条例附則第9条第6項第3号に掲げる宅地等で令和4年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和4年度の宅地等」という。）又は同条第6項第4号に掲げる宅地等で令和5年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和5年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新条例附則第8条第7号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和3年度の宅地等にあっては令和2年度、令和4年度の宅地等にあっては令和3年度、令和5年度の宅地等にあっては令和4年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和3年度の宅地等にあっては令和3年度分、令和4年度の宅地等にあっては令和4年度分、令和5年度の宅地等にあっては令和5年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の左欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新条例附則第8条及び第9条の規定を適用する。

4 第1項の場合には、令和3年度から令和5年度までの各年度に係る賦課期日において新条例附則第9条の3第1項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第1項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第1項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新条例附則第8条及び第9条並びに前2項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

5 前3項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第2項中「附則第9条第6項第1号から第3号まで」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第1号から第3号まで」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、第3項中「附則第9条第6項第2号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第2号」と、「附則第9条第6項第3号」とあるのは「附則第16条第6項の規定により読み替えられた新条例附則第9条第6項第3号」と、「第9条の規定」とあるのは「第16条の規定」と、前項中「及び第9条」とあるのは「及び第16条」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第7条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪

以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。